

ヴィーブル & コミュニティ情報

●申し込み・問い合わせ先
ヴィーブル ☎096-248-5555

トレーニングルームは点検のため、
4月30日(木)が休みとなります。

ふるさと探訪まちめぐりバス 参加者の募集

『合志市の記念碑を訪ねて』(Part 2)

市内には多くの記念碑があります。苔むして見えにくくなっている碑文も、読み取ることで、人物の功績、先人に対する感謝、戦争犠牲者への鎮魂などを知ることができます。市の記念碑を学び、訪ねながら本市の歴史や文化の魅力を新たに発見してみませんか。

- ▶とき 4月28日(火)
- ▶ところ ・御代志市民センター玄関前 (集合)午前8時20分 (解散)午後3時15分頃
・ヴィーブル玄関前 (集合)午前8時40分 (解散)午後3時00分頃
- ▶内容 ヴィーブルで市の記念碑について学んだあと、市内全域に出かけます。
- ▶対象 市内に住む人(各30人)※応募者多数の場合は抽選。抽選結果は郵送でお知らせします
- ▶参加費 1,000円(昼食代含む)
- ▶申込方法 電話
- ▶申込期限 4月16日(木) 午後5時



▲合志郡記念碑

人権よもやま話

地域の人権相談パートナー



人権擁護委員
池田一也さん

本市では独自の取り組みとして、人権擁護委員が史実に真摯に向き合うため、令和4年5月にリニョールオープンした菊池恵楓園歴史資料館で継続して視察研修を行なってきました。

入館するとすぐにある『隔離の壁』。その上部に開けられた穴は『望郷の窓』と呼ばれます。入所者は、夕暮れで空が赤く染まる頃、穴から見える景色に故郷や家族、友人への想いや悲しみが去来したといえます。保存された壁に映し出される、入所者の思いを伝えるための映像と言葉は、差別や偏見の中で生きた人々の歴史と切実な思いについて、私たちに静かに問いかけます。

ハンセン病の歴史は、人権が踏みじられてきた歴史です。患者をあまり出た『無らい県運動』や、治療法の確立後も続いた『らい予防法』などの国の隔離政策が根強い差別と偏見を築いていきました。

見を広げました。熊本では、戦前の本妙寺事件をはじめ、菊池事件や黒髪校事件などの痛ましい事件が起きました。平成13年に国による人権侵害を司法が認めた後に起きたホテル宿泊拒否事件では、差別された側の菊池恵楓園の入所者に誹謗中傷の手紙が寄せられ、問題が過去のものでないことを示しました。

納骨堂の隣に建てられた胎児の慰霊碑には、『この涙を 光を見ずに眠り続ける あなたに捧ぐ』という入所者の詩が添えられています。この詩に触れたとき、胸が締めつけられ、許せない思いになりました。菊池恵楓園がある本市の人権擁護委員として過去を正しく受け止め、次世代へと伝え、未来への展望を持って偏見や差別のない明るい社会をつくらなければならぬと強く感じました。ハンセン病の歴史に学び、身近で苦しむ人に寄り添い、人の痛みが分かる人間でありたいと思います。私たちが未来を変えることができます。人権尊重の輪を広げ、こどもたちが安心して暮らせる地域社会を築いていきましょう。



●問い合わせ先
人権啓発教育課 啓発教育班
096(248)2390

間違い探し

左・右の絵から7つ違いを探し、答えをはがきか二次元コードから送ってください。解答者の中から8人に、図書カード500円分をプレゼント。当選者の発表は発送をもって代えます。



絵 佐藤峰子さん(黒石団地)

締め切り
4月20日(月)
当日消印有効

応募方法

はがきに必要事項を記入して郵送するか、申し込みフォームから応募してください。



4月号の答え

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____
- ⑤ _____
- ⑥ _____
- ⑦ _____

※違う箇所には○を付けた絵を貼っても可

住所、氏名、年齢、電話番号、広報こうしへの感想、意見など

8611195

合志市役所企画課
間違い探し係

3月号の答え



こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時~午後4時

初めての一人暮らし①

事例1

大学生の息子が2年間居住した賃貸マンションを退去した。親である自分が退去時の立ち会いをした。後日、原状回復費用を請求された。立ち会い時は、何も言われなかった。

(50代 男性)

事例2

入居時から設置されていたエアコンから水漏れした。管理会社に修理は依頼できるか。

(20代 女性)

解説

契約時

・貸主と一緒に部屋を確認し、破損箇所などがあつた場合は修理を依頼する。傷や汚れは日付のわかる写真を撮って証拠を残す。

・契約書類の記載内容をよく確認する。特に禁止事項や修繕に関する事項のほか中途解約の違約金、退去するときの原状回復に関する事項は必ず確認する。

入居中

・エアコンや給湯器など入居時に設置されていた機器の不具合または

退去時

退去時は貸主に立ち会ってもらい、費用負担があるかどうか確認する。費用負担がある場合、精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求め(国土交通省策定『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』を参考)。原則、年月の経過による損耗や普通の使い方をしていても発生する汚れやキズなどの修繕費用は、借主が費用負担する必要があると考えられています。

トラブルが生じた場合は消費生活センターへ相談しましょう。



▲市消費生活センター